

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

ページ

○行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 一

○地方活力向上地域における県税の特例に関する条例施行規則 (税務課) 一

○旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (食と暮らしの安全推進課) 四

## 訓 令 甲

○単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 四

## 人事委員会

○人事委員会規則七十五(勤勉手当)の一部を改正する規則 八

○人事委員会規則七十四(初任給調整手当)の一部を改正する規則 八

○人事委員会規則七十六(単身赴任手当)の一部を改正する規則 九

○人事委員会の権限(給料等の支給)の一部委任 九

## 公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則 一〇

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第百九号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中、「車町」を削り、「中央二丁目、榴ヶ岡」

を「榴ヶ岡」に改め、「名掛丁」及び「東七番丁、東八番丁、東九番丁、東十番丁」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第百十号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例施行規則

## (趣旨)

第一条 この規則は、地方活力向上地域における県税の特例に関する条例(平成二十七年宮城県条例第九十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税申請書)

第二条 条例第四条に規定する申請書は、別記様式によるものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別紙様式(個人番号又は法人番号に係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。





旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一十一号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項イ中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改め、同項ロ中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項リ中「第十五条の六第一項」を「第十五条の七第一項」に改め、同項中ヌを削り、ルをヌとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一（第二条関係）

## 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,200	178,700	200,500	248,300	278,300
	2	128,100	180,200	202,000	249,500	280,200
	3	129,100	181,700	203,400	250,700	282,000
	4	130,000	183,200	204,700	252,000	284,000
	5	131,000	184,600	206,000	252,900	285,800
	6	132,000	186,200	207,400	254,200	287,600
	7	133,000	187,600	208,800	255,400	289,300
	8	134,000	189,000	210,200	256,600	291,200
	9	134,800	190,400	211,600	257,700	292,900
	10	135,800	191,600	213,200	258,900	294,700
	11	136,800	192,900	214,800	260,100	296,400
	12	138,000	194,000	216,200	261,300	298,200
	13	138,800	195,200	217,500	262,400	299,900
	14	139,800	196,300	219,100	263,500	301,600
	15	140,800	197,400	220,600	264,500	303,200
	16	141,800	198,500	221,900	265,600	304,700
	17	142,900	199,600	223,000	266,800	306,300
	18	144,100	200,700	223,800	268,000	307,900
	19	145,300	201,800	224,700	269,100	309,600
	20	146,500	202,800	225,700	270,100	311,300
	21	147,600	203,800	226,600	271,100	312,600
	22	148,800	204,900	228,100	272,200	314,000
	23	150,000	206,000	229,400	273,300	315,500
	24	151,200	207,000	230,500	274,400	317,000
	25	152,400	207,900	232,000	275,400	318,400
	26	154,000	208,800	233,300	276,500	319,900
	27	155,500	209,500	234,700	277,600	321,300
	28	157,000	210,400	236,000	278,700	322,700
	29	158,400	211,300	237,200	279,700	324,300
	30	159,900	212,500	238,400	280,800	325,500
	31	161,400	213,500	239,700	281,800	326,800
	32	162,900	214,400	241,000	282,900	328,000
	33	164,400	215,100	242,100	283,800	329,100
	34	166,200	216,300	243,400	284,700	330,000
	35	168,000	217,400	244,600	285,800	331,200
	36	169,900	218,700	245,800	286,900	332,300
	37	171,700	219,700	247,100	287,600	333,400
	38	173,400	220,900	248,400	288,500	334,500
	39	175,100	222,100	249,700	289,400	335,500
	40	176,800	223,200	251,100	290,300	336,500
	41	178,400	224,200	252,200	291,200	337,500
	42	179,800	225,400	253,500	292,200	338,500
	43	181,200	226,500	254,700	293,200	339,500

	44	182,600	227,600	256,000	294,100	340,500
	45	184,100	228,700	256,900	294,800	341,400
	46	185,600	229,800	258,000	295,700	342,400
	47	187,000	230,900	259,200	296,600	343,400
	48	188,400	232,000	260,300	297,500	344,400
	49	189,700	233,100	261,500	298,200	345,300
	50	190,900	234,300	262,700	298,900	346,200
	51	192,000	235,400	263,900	299,600	347,200
	52	193,200	236,600	264,900	300,400	348,000
	53	194,300	237,700	266,000	301,000	348,800
	54	195,400	238,700	267,200	301,800	349,600
	55	196,500	239,600	268,400	302,500	350,400
	56	197,600	240,600	269,600	303,200	351,100
	57	198,700	241,600	270,600	303,900	351,800
	58	199,700	242,600	271,600	304,600	352,600
	59	200,700	243,600	272,700	305,400	353,400
	60	201,800	244,500	273,700	306,100	354,100
	61	202,900	245,500	274,800	306,700	354,800
	62	203,800	246,400	275,900	307,400	355,500
	63	204,700	247,300	276,900	308,100	356,200
	64	205,600	248,200	278,000	308,800	356,900
再任	65	206,300	249,100	278,900	309,300	357,500
用職	66	207,100	250,000	279,700	309,800	358,000
員以	67	207,800	250,800	280,500	310,400	358,500
外の	68	208,600	251,500	281,300	311,000	359,000
職員	69	209,000	252,300	282,300	311,600	359,400
	70	209,600	252,900	283,100	312,000	
	71	209,900	253,500	283,900	312,500	
	72	210,500	254,000	284,600	313,000	
	73	211,000	254,200	285,400	313,300	
	74	211,600	254,600	286,100	313,800	
	75	212,200	255,100	286,900	314,300	
	76	213,000	255,600	287,700	314,800	
	77	213,200	256,200	288,300	315,000	
	78	213,900	256,600	288,800	315,300	
	79	214,500	257,100	289,300	315,600	
	80	215,100	257,600	289,700	315,900	
	81	215,800	257,900	290,100	316,200	
	82	216,400	258,200	290,500	316,500	
	83	217,000	258,500	291,000	316,800	
	84	217,800	258,800	291,500	317,100	
	85	218,500	259,000	291,900	317,300	
	86	219,100	259,200	292,500	317,700	
	87	219,700	259,500	293,100	318,000	
	88	220,400	259,800	293,700	318,200	
	89	220,900	260,000	294,000	318,400	
	90	221,500	260,200	294,500	318,700	
	91	222,100	260,600	295,000	319,000	

92	222,700	260,800	295,400	319,300	
93	223,100	261,100	295,800	319,500	
94	223,600	261,500	296,300	319,800	
95	224,100	261,800	296,800	320,100	
96	224,600	262,100	297,300	320,300	
97	225,200	262,300	297,600	320,500	
98	225,700	262,600	298,000	320,800	
99	226,200	262,800	298,600	321,100	
100	226,700	263,100	299,100	321,300	
101	227,300	263,400	299,500	321,500	
102	227,800	263,600	299,900		
103	228,400	263,900	300,200		
104	229,000	264,200	300,500		
105	229,400	264,400	300,800		
106	229,900	264,600	301,200		
107	230,400	264,900	301,600		
108	230,800	265,100	302,000		
109	231,000	265,400	302,300		
110	231,400	265,700	302,700		
111	231,900	266,000	303,100		
112	232,400	266,300	303,400		
113	232,800	266,500	303,600		
114	233,300	266,800	303,900		
115	233,900	267,000	304,200		
116	234,400	267,200	304,400		
117	234,700	267,500	304,600		
118	235,100	267,800	304,900		
119	235,500	268,100	305,200		
120	235,900	268,400	305,400		
121	236,300	268,500	305,600		
122		268,800	305,900		
123		269,100	306,200		
124		269,400	306,400		
125		269,500	306,600		
126		269,800	306,900		
127		270,100	307,200		
128		270,400	307,400		
129		270,500	307,600		
130		270,800	307,900		
131		271,100	308,200		
132		271,400	308,400		
133		271,500	308,600		
134		271,800			
135		272,100			
136		272,400			
137		272,500			
再任用職員	193,600	204,800	223,400	244,300	275,200

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十七年十二月二十四日から施行し、改正後の単純労務職員の給与に関する規程（以下「新規規程」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

（適用日前の異動者の号俸の調整）

2 平成二十七年四月一日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

3 新規規程の規定を適用する場合には、改正前の単純労務職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規規程の規定による給与の内払とみなす。

人事委員会

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―十五―三十二

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「百分の百四十」を「百分の百八十」に、「百分の百八十」を「百分の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の六十五」を「百分の八十五」に、「百分の八十五」を「百分の百五」に改める。

第二条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百」に改め、同条第二号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百五」を「百分の九十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。  
2 第一条の規定による改正後の人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十七年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―四十一―二十三

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。



別表（第六条関係）

期間の区分	職員の区分	1号職員	2号職員	3号職員
1年未満		円 413,300	円 367,600	円 307,800
1年以上 2年未満		413,300	367,600	307,800
2年以上 3年未満		413,300	367,600	307,800
3年以上 4年未満		413,300	367,600	307,800
4年以上 5年未満		413,300	367,600	307,800
5年以上 6年未満		413,300	367,600	307,800
6年以上 7年未満		413,300	367,600	307,800
7年以上 8年未満		413,300	367,600	307,800
8年以上 9年未満		413,300	367,600	307,800
9年以上 10年未満		413,300	367,600	307,800
10年以上 11年未満		413,300	367,600	307,800
11年以上 12年未満		413,300	367,600	307,800
12年以上 13年未満		413,300	367,600	307,800
13年以上 14年未満		413,300	367,600	307,800
14年以上 15年未満		413,300	367,600	307,800
15年以上 16年未満		413,300	367,600	307,800
16年以上 17年未満		408,900	363,600	304,500
17年以上 18年未満		404,500	359,600	301,200
18年以上 19年未満		400,100	355,600	297,900
19年以上 20年未満		395,700	351,600	294,600
20年以上 21年未満		391,300	347,600	291,300
21年以上 22年未満		371,900	330,700	277,500
22年以上 23年未満		352,100	313,500	263,500
23年以上 24年未満		332,800	296,800	250,000
24年以上 25年未満		313,400	279,900	236,100
25年以上 26年未満		293,900	263,000	222,400
26年以上 27年未満		271,200	242,200	204,800
27年以上 28年未満		249,000	221,800	187,700
28年以上 29年未満		226,600	201,400	170,400
29年以上 30年未満		203,800	180,600	152,800
30年以上 31年未満		179,000	158,700	134,800
31年以上 32年未満		154,100	136,800	116,500
32年以上 33年未満		129,500	115,100	98,600
33年以上 34年未満		91,400	83,200	72,600
34年以上 35年未満		56,100	53,400	48,300

備考  
 1 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。  
 2 この表において「1号職員」とは、第2条第1号の職を占める職員を、「2号職員」とは、同条第2号の職を占める職員を、「3号職員」とは、同条第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―百六―十一

人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

○人事委員会告示第八号

人事委員会の権限（給料等の支給）の一部委任

人事委員会は、人事委員会規則二―一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八十四号）及び人事委員会規則七―〇（給料等の支給）に定める人事委員会の権限の一部の委任に関し、次のように決定した。  
 なお、昭和六十一年宮城県人事委員会告示第二号は、廃止する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

一 受任者

宮城県人事委員会事務局長

二 委任する権限

(1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八十四号）附則第四項に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員及び人事委員会の定めるところとされて

いる事項について定めること。

(2) 人事委員会規則七―〇第十条に規定する給料、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に關し必要な事項を定めること。

三 委任の効力の發生する日

平成二十七年十二月二十四日

### 公安委員会

〇宮城県公安委員会規則第14号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月24日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

#### 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4 仙台中央警察署の表仙台駅交番の項中「東日本旅客鉄道株式会社線路敷地東側境界線から東の区域及び」を削り、同表五橋交番の項及び別表第4 仙台南警察署の表連坊交番の項中「41号」を「45号」に改める。

別表第4 仙台東警察署の表仙台駅東口交番の項を次のように改める。

仙台駅東口交番	仙台市宮城野区のうち 小田原一丁目から小田原三丁目まで、小田原山本丁、小田原弓ノ町、花京院通、車町、清水沼一丁目から清水沼三丁目まで、榴岡一丁目から榴岡四丁目まで、榴岡五丁目（10番を除く。）、榴ヶ岡、鉄砲町中、鉄砲町西、鉄砲町東、名掛丁、二十人町、東六番丁、元寺小路
---------	---

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。